

第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、都民の生命及び健康を保護する」及び「都民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)都民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)都民生活及び経済活動の安定の確保、(8)都市機能の維持の8つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都においては、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区市町村、医療機関等、事業者及び都民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

都民については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 都民・事業者

ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策につ

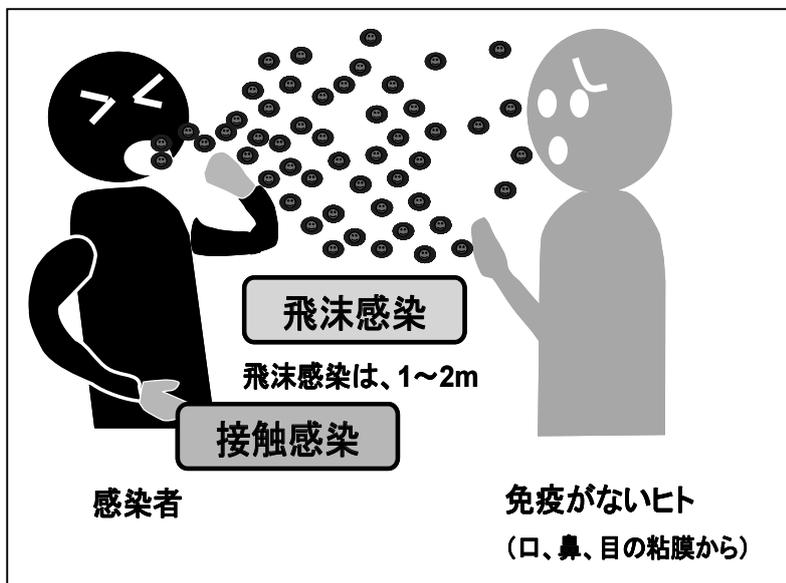
いて周知を図ることが重要であり、都民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における患者への誹^ひ謗中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もがかり患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、ホームページ、twitter 等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や区市町村からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（＊１）」と「接触感染（＊２）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



（＊１）飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

（＊２）接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、都内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、報道機関の協力やホームページ、twitter 等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて知事コメントを発表し、予防策の徹底などを呼び掛ける。

都に在住又は滞在する外国人に対しては、区市町村や国際交流協会などの協力を得て、情報提供する。

また、高齢者や障害者に対しては、区市町村などの協力を得て情報提供する。

<知事コメント>

発生段階等	知事コメント	コメントの主な内容（例示）
海外発生期	新型インフルエンザ等発生	発生国への渡航者、帰国者への注意喚起 都民への感染予防策の励行等の呼び掛け
国内発生早期 (都内では未発生)	(必要に応じて)	(国内発生、感染予防策の励行)
都内発生早期 (都内での発生が確認された時期)	発生宣言	感染予防策の励行等の呼び掛け
都内感染期 (都内で複数の感染者の小集団が見られる時期)	流行警戒宣言	感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛の呼び掛け
国が都を対象区域として緊急事態宣言を行った時	緊急事態宣言	特措法第45条に基づく催物や施設の使用制限など感染拡大防止策の要請
小康期	終息宣言	流行の終息と社会活動の再開

ウ 報道発表

都対策本部設置後は、各局が発表する新型インフルエンザ等への対策に係るプレス発表を「東京都新型インフルエンザ等対策本部報」として情報を一元的に管理する。

具体的には、各局がプレス発表を行う際、都対策本部が本部報の番号を付番した上、各局がプレス発表する。

また、都全体の対応を分かりやすくするため、東京都防災ホームページにも本部報を再掲し、情報を集約する。

エ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を惹起しないよう留意する。

公衆衛生上必要な情報については公表していくが、公表する範囲については、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）における個人情報の公表範囲を基本とする。

また、区市町村に対し次の公表範囲に沿った情報を迅速に提供し、公表する情報内容のレベルが都内でばらつき、混乱が生じることのないよう留意する。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の公表範囲

事例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

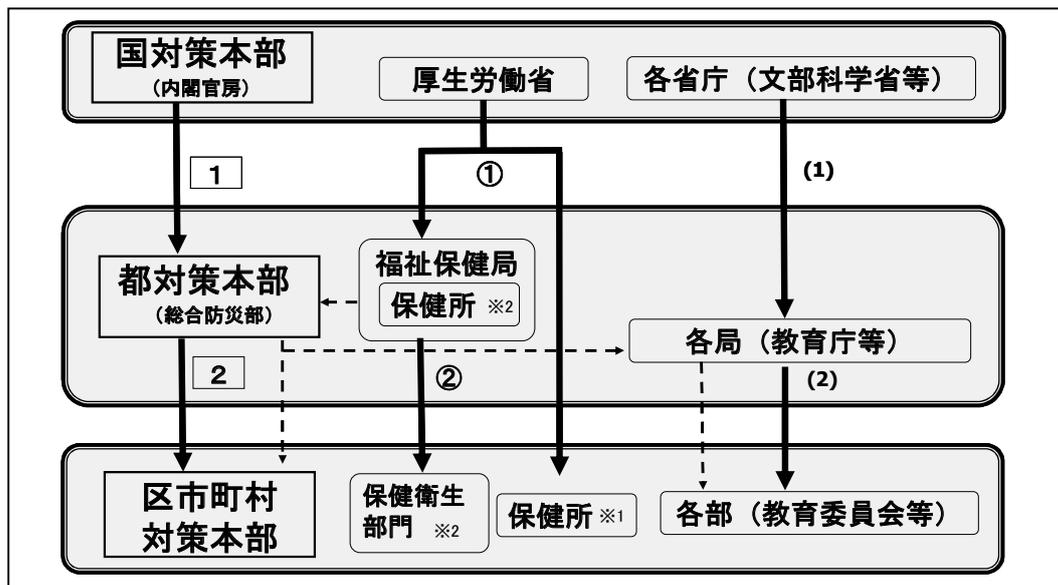
(3) 区市町村

区市町村は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、都民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国の情報を都民に正確に伝えることが重要であり、区市町村に対してこれらの情報を迅速に提供する。

そして、迅速かつ遺漏なく情報提供するため、各局がそれぞれ区市町村の担当部門に平常時と同様のルートで情報共有を行う。特に、重要な情報については、複数ルートで情報提供を行い、区市町村が混乱しないよう既に情報提供した所管等もあわせて連絡する。このため、各局は区市町村へ通知した文書を都庁内電子掲示板（TAIMS）に設置しているデータベースに掲載するとともに、都対策本部から区市町村へ通知した文書等についてもデータベースへ掲載し、庁内で情報共有を図る。

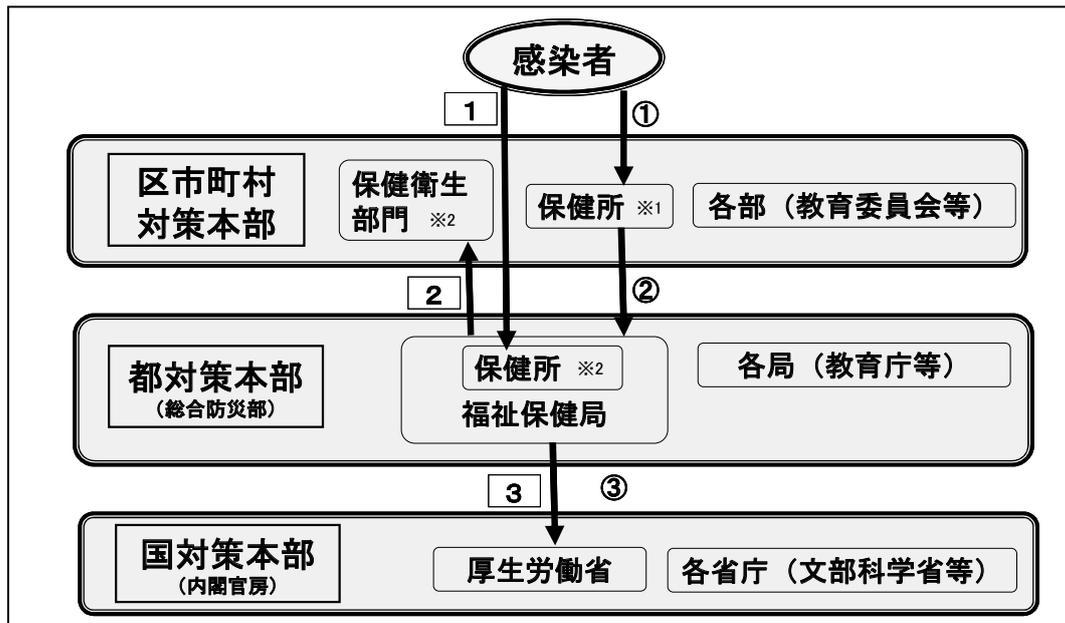
また、特別区、八王子市及び町田市は、直接各区及び2市が保健所を設置し、2市を除く市町村は都が保健所を設置している。このため、保健所設置市とそれ以外の市町村の情報の流れが異なる場合があるため、都は、この点に十分留意して、情報連絡体制を整備する。

○新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等）



- ※1 保健所設置市（特別区、八王子市及び町田市）
- ※2 ※1以外の市町村
- 1→2 内閣官房からの情報の流れ
- ①→② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ
-▶ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ



- 1→2 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ
 ①→② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

(4) 医療機関等

平常時から、感染症地域医療体制ブロック協議会（※1）等を活用して情報の共有を図るとともに、感染症指定医療機関（※2）や感染症診療協力医療機関（※3）との緊急時情報連絡体制を構築する。

- ※1 感染症地域医療体制ブロック協議会
 感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会
- ※2 感染症指定医療機関
 感染症法に規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関
- ※3 感染症診療協力医療機関
 感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）

(5) 関係機関

平成20年10月から商工団体など約50団体の協力を得て「新型インフルエンザ等対策事業者団体連絡会」を設置し、新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時にもこの連絡会を活用し、事業者への情報提供を行ったところである。平常時から、この連絡会を活用し、新型インフルエンザ等に関する情報提供や事業者向けの研修会等の開催など、対策の推進を支援する。

発生時には、この連絡会の開催、ファクシミリ等により発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各団体での対応及び傘下の事業者への周知を依頼する。

3 都民相談

(1) 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、都民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は各保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において保健所共同の相談センターを設置し、24時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校の臨時休業をはじめ、都民や事業者に対し、集会等の自粛を呼び掛け、緊急事態が宣言された場合は、施設の使用制限等を要請する。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民の生活・経済の混乱を回避するため必要と認めるときに限り、指示を行う。

都の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会、試験等について、実施方法の変更や延期又は中止する。

これらの問合せへの対応は各局が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問合せ窓口一覧を作成し、東京都防災ホームページに公表する。

また、新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、東京都防災ホームページに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図る。

さらに、各局に寄せられた都民からの相談や情報を、都対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、都民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせて、発生段階毎に実施する。

都内で発生した場合には、早い段階で都の集客施設及び都が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、都の関連団体や区市町村にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、都知事は特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示する。

○感染拡大防止策の協力依頼（特措法第24条）

- ①都民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ②都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ③都の関連団体、委託業者及び区市町村への同様の取組を依頼
- ④事業者に感染拡大防止策への協力を依頼

○緊急事態宣言時の対応（特措法第45条）

- ⑤施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
- ⑥正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

(1) 水際対策

平常時には、羽田空港においては、厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所が連絡会を設け、これに福祉保健局、警視庁及び病院経営本部が参加し、情報共有や訓練を実施している。

また、東京港においては、厚生労働省東京検疫所が連絡会を設け、福祉保健局、港湾局、警視庁及び病院経営本部が参加し、情報共有や訓練を実施している。

発生時には、国が空港及び港で検疫を行い、発生国からの帰国者等に感染が確認された場合は隔離措置が、患者の濃厚接触者等には停留措置が実施される。

また、東京港での検疫は、都が港湾管理者として東京検疫所や海上保安部と調整

し、着岸ふ頭を決定する。東京港関係者に検疫所から情報が提供された場合、ふ頭外への感染者の流出を防止するため、出入管理を強化する。

海外渡航者向けには、パスポート申請窓口等において、国の感染に係る注意情報等を掲出し、注意喚起を行う。

(2) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

患者発生早期には、保健所は、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(3) 学校等における対応

ア 都立学校及び区市町村立学校

発生時には、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」に基づき、学校医や管轄保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応については、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての都立学校の閉鎖について検討する。

なお、全ての区市町村立学校においても、同様の措置をとるよう設置者に要請する。

イ 私立学校

各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

患者との接触者が関係する地域の学校について、まん延のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各学校設置者等に対して要請する。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、臨時休業の検討について要請する。

ウ 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

(4) 施設の使用及び催物の開催制限等

ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、これらの発生時に実施し得る感染拡大防止策を、区市町村と連携して、あらかじめ、都民や事業者へ発生時における感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。

さらに、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、都民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

イ 都の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、都自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、都の関連団体、委託業者及び区市町村に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

<都の休止事業等（例示）>

区 分	主な休止事業等（所管局）
閉鎖する 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都庁展望室（財務局） ○ 水道歴史館及び水の科学館（水道局） ○ 虹の下水道館（下水道局） ○ 都立図書館（教育庁）
休止する イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化行事等（生活文化局等） ○ 施設見学（中央卸売市場、環境局、交通局、水道局、下水道局等） ○ イベント等（各局）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市外交（政策企画局） ○ 統計調査（総務局） ○ 税務調査（主税局）

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策

の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

(3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第 46 条に基づき予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

なお、国とともに、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、都民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

(2) 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等にり患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザのり患が疑われる患者を、都や区市町村があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来で診察する。専門外来で採取した患者の検体は管轄の保健所により東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して専門外来に伝えられる。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。都は、発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について都民をはじめ関係機関に周知する。

○発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	新型インフルエンザ 専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+) 陰性(-)				すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院	感染症指定医療機関	一般医療機関への入院または自宅療養	小児、重症患者受入可能医療機関の確保 備蓄医薬品の放出			特段の措置の要請 臨時の医療施設の活用		

(3) 医療等の実施の要請等

知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する医療の提供等を行うため必要があると認めるときは、特措法第 31 条に基づき、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して当該患者等に対して医療等を行うよう要請又は指示を行うことができる。ただし、当該要請等を行うに当たっては、有識者等の意見を聴取する等、慎重に判断する。

また、当該要請等を行う場合は、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じることとする。

(4) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第 48 条に基づき、臨時に開設する医療施設において医療を提供する。

7 都民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの都民がり患し、また、本人のり患や家族のり患等により、都民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、都民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、都、区市町村、医療機関等、事業者及び都民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 都民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

生活必需品の安定供給を図るため、関係事業者等の事業継続を支援するとともに、中央卸売市場の運営を維持する。

社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、製造・

販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給を要請する。

また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

都民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

イ 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、区市町村、町会等地域住民団体、ボランティア等に協力要請する。

ウ ごみの排出抑制

区市町村による平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区市町村と協力して、都民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関への業務継続要請

都民生活を支えるライフライン事業者など、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が停止することのないよう業務継続を要請する。

オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、都条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

区市町村で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記する

とともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、震災等で予定されている場所を遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行う。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置するとともに制度融資を実施する。

また、政府系金融機関において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に対応する。

事業者の感染予防策として、都が実施している建設業法に基づく許可や産業廃棄物処理業許可など各種許認可については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面業務を縮小し工夫しながら実施する。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、適切に対応する。

8 都市機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の事業活動を完全に維持することは困難になるが、都民生活や事業活動を支える機能は維持しなければならない。このため、上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者は、普及啓発業務の休止や緊急を要しない工事の延期により、ライフラインの機能維持業務に従業員を集中する。

また、感染拡大防止に留意しながら公共交通機能を確保するとともに、警察・消防機能を維持し、都民の安全かつ安心な生活を確保することが重要である。

(1) ライフライン機能の維持

都が運営する上下水道、地下鉄・バス、港湾などライフライン機能は、都民生活や社会経済活動を支える重要な役割を担っているため、その機能を維持する。

このため、職員の感染予防策を徹底するとともに、事業継続に不可欠な業務要員について、経験者や退職者を活用するなどして確保するほか、マスクなどの个人防护具等を計画的に備蓄する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関が提供するライフライン機能を継続するため、平常時に、政府行動計画又は本行動計画に基づき業務計画を策定し、業務を継続する。公共交通機関については、平常ダイヤの維持が困難になることが考えられるが、相互乗り入れやダイヤの調整などを行い、業務を継続する。通信事業など在宅勤務の環境が整っている事業者は、積極的に在宅勤務を活用し、業務を継続する。

<要員確保対策（例示）>

要員確保策	発生段階別の対策		
	海外発生期	国内発生早期～ 都内発生早期	都内感染期以降
<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフライン機能を維持するため、施設ごとに経験者を確保 ○ 施設ごとに転出者、退職者リスト作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員への感染予防措置 ○ 要員リストの確認・本人周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員への感染予防強化 ○ 必要な業務及び人員の把握 ○ 配置場所等の具体的検討 ○ 転出者、退職者の協力可否の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤手段の変更 ○ 優先業務への人員配置

(2) 都民の安全・安心の確保

都民の暮らしの安全・安心を守る要となる警察・消防機能を継続するため、これらの職員の感染予防策を徹底し、必要な業務を継続する。

警視庁では、「警視庁新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ発生時には、緊急対策本部等を設置し、各種情報の集約、感染発生地域の警戒活動、関係機関との連絡調整、各種装備資器材の管理、運用等に当たるなどにより、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、社会的混乱に伴う不測の事態に対処することとしている。

東京消防庁は、新型インフルエンザ等の発生時に激増が予想される119番通報や救急業務に迅速・的確に対応できる体制を確立するとともに、消火、救急、救助及びその他災害への対応に必要な活動を維持するため、事業継続計画を策定し、必要な感染防止資器材を備蓄している。

青少年・治安対策本部は、防犯ボランティア団体等に対し、防犯活動への取組強化を呼び掛ける。

さらに、区市町村、警視庁及び東京消防庁等は、地域住民等と連携し、防犯・防災活動の取組を強化する。

(3) 都政機能の維持

ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、都の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、都民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

＜業務区分の考え方＞

区分	考え方	主な業務(例示)
A 新たに発生する業務	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①相談、保健医療など ②新型インフルエンザ等に関する情報提供
B 継続業務	①都民の生命を守るための業務 ②都市機能の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④都政業務維持のための基盤業務	①病院、入所施設など ②道路・港湾、上下水道など ③危険物・毒劇物の取締りなど ④通信、各種システムの維持
C 縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務を中止して、工夫して実施する業務	①許認可、届出・交付、窓口相談業務など
D 休止業務	①多数の人が集まる施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務	①学校、集客施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査、一般工事など

通常業務

職員 100%

職員 60%

イ 各局の事業継続と応援体制

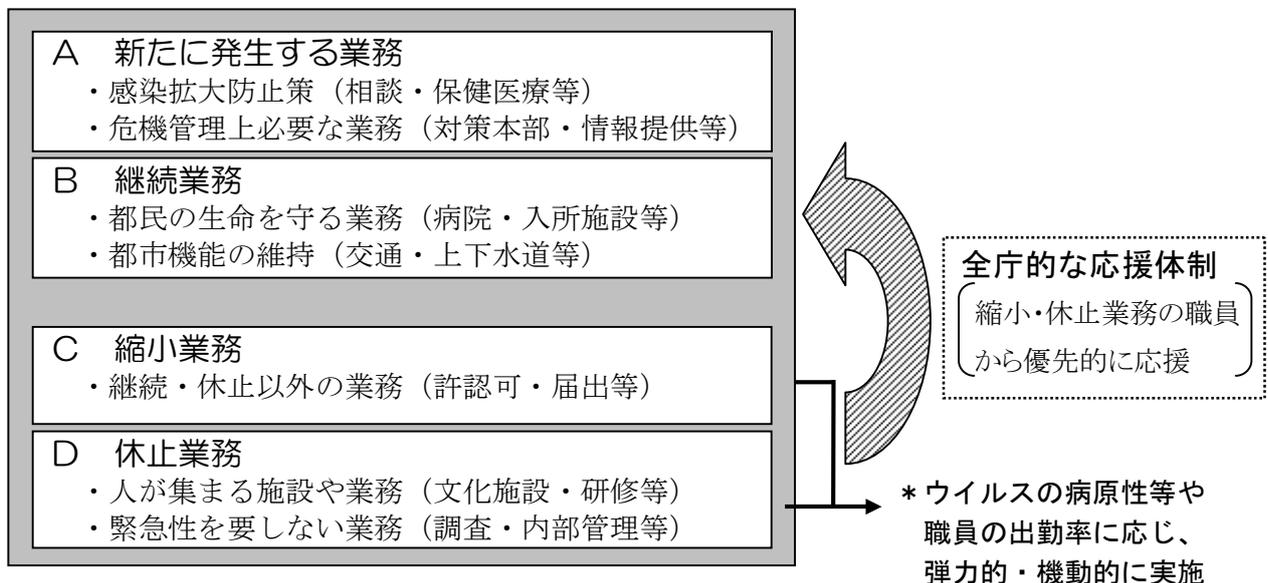
各局は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各局においてBCPや対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、都立病院など保健医療部門において、人員が不足する局に対しては、本部体制の下、各局のBCPによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応する。

応援を要請する局は、応援職員の業務内容等を定めた「応援職員対応マニュアル(仮称)」を作成する。

専門職種については、有資格者や経験者をあらかじめ確認し、経験者の兼務発令や退職者の臨時雇用などにより充当する。

＜業務の整理と応援体制＞



ウ 都の庁舎での感染拡大防止策

都の庁舎で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法の変更や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、都民や事業者に協力を依頼する。

また、都政の業務を継続していくためには、業務に必要な都職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

都自らが率先して、以下に示した対策（職員の健康管理・都の庁舎内での感染拡大防止）を「都庁ルール」として実践し、都民や事業者等の参考モデルとなるよう周知する。

都の庁舎内での感染拡大を防止するため、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示する。

都内で感染が拡大し、庁舎内での感染拡大防止策を徹底する必要がある場合には、次の措置を講じる。

<都の庁舎内での感染拡大防止>

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	・ 電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・ 緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
都職員の入庁時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は庁舎の入口に準備した体温計又はサーモグラフィーで検温 ・ 発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底
都庁舎内店舗等への要請	・ 都庁舎内店舗や都庁舎に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して説明会を開催するなど、都職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請
来庁者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大防止のため、必要に応じ庁舎出入口を制限 ・ 都職員と来庁者の動線を分け、パーティションで区切られた面談室の設置などによる申請・相談の集中受付等により、来庁者の執務室への入室を制限 ・ 発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
個人防護具の着用	・ 不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェースシールドを使用
配送業者への対応	・ 配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限
勤務時間の臨時変更	・ 職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

< 感染拡大防止の周知ポスター（例示） >

ご来庁のみなさまへ

**新型インフルエンザなどの感染予防のため
つぎのことを励行しましょう !!**

●「**手洗い**」を励行しましょう!
インフルエンザ以外の一般の風邪にも有効です。
手洗いとうがいの習慣をつけましょう。

●**咳**などの症状がある方は「**マスクの着用**」を!
咳やくしゃみをする時はティッシュやマスクを口と鼻にあて、他の人に直接飛まつがかからないよう、「**咳エチケット**」を守りましょう。

～インフルエンザ様の症状がある方～

かかりつけ医などに事前に連絡し、受診の時間帯や受診方法等について指示を受けてから、必ずマスクを着用して受診してください。

※かかりつけ医がない方や自宅療養中などのご相談は、下記で受け付けています。

- ・ 平日 9時から 17時まで : 最寄りの保健所の「新型インフルエンザ相談センター」
- ・ 平日夜間(17時から翌日 9時まで) 及び 土曜・日曜・祝日

来場者のみなさんへ

★ 感染予防のため、つぎのことを励行しましょう★

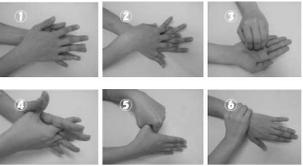
●「**手洗い**」を励行しましょう!
インフルエンザ以外の一般の風邪にも有効です。外出から帰ったら、手洗いとうがいを
行う習慣をつけましょう。また、咳やくしゃみを手でおおったときにも手を洗いましょう。

●**せき・くしゃみ**の症状があるときは「**マスクの着用**」を!
咳やくしゃみをする時はティッシュやマスクを口と鼻にあて、他の人に直接飛まつがかから
ないように、咳エチケットを守りましょう。

手洗いの準備と手順



手洗いの準備
◆爪は短く切っていますか? ◆指輪や指輪をはずしていますか?
汚れが強い場合はこまめに洗いましょう
◆指先 ◆指の間 ◆親指の間 ◆手首 ◆手のひら



1 石鹸を泡立て、手のひらをよくこする
2 手の甲をのぼすようにこする
3 指先・ツメの間を念入りにこする
4 指の間を洗う
5 親指と手のひらをひらき洗いする
6 手首も忘れずに洗う
最後に石鹸を洗い流し、清潔なタオル
で拭き取って乾かしましょう!

～ インフルエンザ様の症状がある方 ～

かかりつけ医などに事前に連絡し、受診の時間帯や受診方法等について指示を受けてから、必ずマスクを着用して受診してください。

※かかりつけ医がない方や自宅療養中などのご相談は、下記で受け付けています。

- ・ 平日 9時から 17時まで : 最寄りの保健所の「新型インフルエンザ相談センター」
- ・ 平日夜間(17時から翌日 9時まで) 及び 土曜・日曜・祝日

※新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時のポスター（平成 21 年）

エ 職員の健康管理

都職員は、手洗いの徹底など感染予防策の励行と自己の健康管理に十分留意する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケットを徹底するとともに、速やかに医療機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

<職員向けの注意喚起（例示）>

職員のみなさんへ

平成 21 年 7 月 15 日



新型インフルエンザにひき続き、注意しましょう！！

新型インフルエンザの感染が国内でも増加しており、さらに広がるおそれがあります。今回の新型インフルエンザは、早期の受診と抗インフルエンザウイルス薬による治療が有効とされています。

予防と治療に関しては、以下のポイントを参考に一人ひとりが適切な対応をお願いします。

“かからない”ための予防法

- ・ 外出後は、積極的に手洗いやうがいをしましょう
- ・ 咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、できるだけ人混みを避け、やむをえない場合はマスクを着用しましょう
- ・ バランスの良い食事と十分な休養をとり、疲労を避けましょう

咳やくしゃみが出る時は → **咳エチケットを守りましょう**

- ・ ハンカチやティッシュで口や鼻をおさえる
- ・ 使用したティッシュはふた付きのごみ箱にする
- ・ 咳をしている人はマスクを正しく着用しましょう

“かかったかな”のサイン

- ・ 症状は急な発熱（38度～40度）
- ・ 咳、咽頭痛、頭痛、筋肉痛、関節痛、下痢など
- ※ 潜伏期間は1～7日間

症状が出た時の行動

- ・ 一般医療機関を受診する際には、事前に電話で連絡し、指示に従う
- ・ 受診時は必ずマスクを着用する
- ・ 受診先医療機関のことや自宅療養の質問等については「新型インフルエンザ相談センター」に電話

平日の日中は最寄りの保健所 夜間、土・日曜日・祝日は [Tel 00-0000-0000](tel:00-0000-0000)

- ・ 職場への連絡を遅滞なく行う



※新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時のポスター（平成 21 年）

＜緊急事態宣言時の措置＞

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言（※1）を行ったときは、国の基本的対処方針（※2）及び本行動計画に基づき、必要に応じ、区市町村の新型インフルエンザ等対策本部（※3）等の協力を得ながら、以下の措置を講じる。

新型インフルエンザ等の感染拡大状況により、区市町村から都に特措法第38条に基づく事務の代行の要請があったときは、その事務を代行する。

また、特措法第40条に基づく応援の要請があったときは、応援を行う。加えて、緊急事態宣言時の措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第39条に基づく他の道府県に対する応援の要求の規定の活用を検討する。

なお、政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

※3 市町村対策本部の設置及び所掌事務（特措法第34条）

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

1 感染拡大防止

(1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「政令」という。）第11条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第24条及び第45条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。

○区分1施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒ 特措法第45条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校（ウに掲げるものを除く。）

イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

○区分2施設 社会生活を維持する上で必要な施設

⇒ 特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

（病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等

○区分3施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ 特措法第24条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるもの）

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1000㎡を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 措置の内容

知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

○施設の使用の停止（特措法第45条）

○感染防止のための入場者の整理（政令第12条）

○発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第12条）

○手指の消毒設備の設置（政令第12条）

○施設の消毒（政令第12条）

○マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第12条）

○その他厚生労働大臣が公示するもの

(3) 施設及び催物の使用制限等をする際の都の意思決定手続

知事は、特措法第 45 条に基づき必要最小限の措置を行う場合には、あらかじめ感染症及び法律の専門家、事業者団体等の意見を聴いた上で、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑みながら、迅速に決定する。

(4) 実施方法

○ 都民

特措法第 45 条に基づき、都民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック単位等）とする。

○ 区分 1 施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

特措法第 45 条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護及び都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

○ 区分 3 施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

特措法第 24 条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

特措法第 24 条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条に基づき、指示を行う。

特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

○ 自然障壁等による人の移動が少ない島しょにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第 45 条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、国と協議し、結論を得る。

2 予防接種

区市町村において、国の基本的対処方針を踏まえ、都民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。

3 医療

医療機関等、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、保健所設置区市及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

4 都民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに都民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

水道事業者である都及び市町村は、それぞれ行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

(3) サービス水準に係る都民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、都民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

(4) 緊急物資の運送等

緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

また、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

都民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、都民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた都民からの相談や情報を、都対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、本行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(6) 物資の売渡しの要請等

医薬品、食料、燃料など新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な特定物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該特定物資等が使用不能となっている場合や当該特定物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、都内の事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(7) 新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への生活支援

区市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

(8) 埋葬・火葬の特例等

区市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(9) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。

(10) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

5 都市機能の維持

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。